

6月3日(木)	午前10:00～午後3:00	中新川郡立山町前沢2440番地 立山町役場
6月4日(金)	午前10:00～午後3:00	中新川郡立山町前沢2440番地 立山町役場
6月15日(火)	午前10:30～正午	中新川郡舟橋村佛生寺55番地 舟橋村役場
6月16日(水)	午前10:00～午後3:00	中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場
6月17日(木)	午前10:00～午後3:00	中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場
6月18日(金)	午前10:00～午後3:00	中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場
6月22日(火)	午前10:30～午後2:30	下新川郡入善町芦崎 321番地 2 芦崎漁業研修センター
6月23日(水)	午前10:30～正午	下新川郡入善町舟見1863番地 舟見交流センター
同上	午後1:30～午後3:00	下新川郡入善町入膳5232番地 5 入善まちなか交流施設うるおい館
6月24日(木)	午前10:00～午後3:00	下新川郡入善町入膳5232番地 5 入善まちなか交流施設うるおい館
7月1日(木)	午前10:30～午後3:00	下新川郡朝日町藤塚31番地 朝日町立あさひ野小学校
7月2日(金)	午前10:00～午後3:00	下新川郡朝日町道下1133番地 朝日町役場
7月6日(火)	午前10:30～午後3:00	黒部市宇奈月温泉 643番地 黒部市宇奈月公民館
7月7日(水)	午前10:30～午後3:00	黒部市宇奈月町浦山2100番地 2 黒部市生涯学習文化スクエア
7月8日(木)	午前10:00～午後3:00	黒部市生地中区 361番地 黒部市コミュニティセンター
7月13日(火)	午前10:00～正午	黒部市田家新16番地 黒部市田家公民館
同上	午後1:30～午後3:00	黒部市岡 165番地 1 黒部市石田公民館
7月14日(水)	午前10:00～午後3:00	黒部市三日市2981番地 黒部市民会館

7月15日(木)	午前10:00～午後3:00	黒部市三日市2981番地 黒部市民会館
7月16日(金)	午前10:00～午後3:00	黒部市三日市2981番地 黒部市民会館
10月5日(火)	午前10:00～正午	魚津市長引野1290番地3 魚津市西布施地域活性化センター
同上	午後1:30～午後3:00	魚津市浜経田466番地 魚津市経田公民館
10月6日(水)	午前10:00～午後3:00	魚津市六郎丸1062番地 魚津市農村環境改善センター
10月7日(木)	午前10:00～午後3:00	魚津市六郎丸1062番地 魚津市農村環境改善センター
10月8日(金)	午前10:00～午後3:00	魚津市友道1401番地 魚津市本江公民館
10月12日(火)	午前10:00～午後3:00	魚津市村木町1番21号 魚津市村木公民館
10月13日(水)	午前10:00～午後3:00	魚津市本町一丁目1番10号 魚津市大町コミュニティセンター
10月14日(木)	午前10:00～午後3:00	魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所
10月19日(火)	午前10:00～正午	滑川市四ツ屋134番地 滑川市立東部小学校
同上	午後1:30～午後3:00	滑川市赤浜727番地 滑川市立南部小学校
10月20日(水)	午前10:00～午後3:00	滑川市加島町194番地 滑川市西地区コミュニティホール
10月21日(木)	午前10:00～午後3:00	滑川市寺家町104番地 滑川市役所
令和3年5月17日(月)から 同年12月28日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規	午前9:00～午後4:00	富山市新庄町39番地の6 富山県計量検定所

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所／敷地東側2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和3年4月2日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和3年4月16日から令和3年8月17日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和3年4月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県情報通信網仮想デスクトップ基盤サーバ（サービス提供方式）サービス
利用契約 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県デジタル化推進室 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年3月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

北電情報システムサービス株式会社 富山市桜橋通り3番1号

5 随意契約に係る契約金額

60,271,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

富山県警察ネットワーク回線整備に係る一般競争入札の実施

富山県警察ネットワーク回線整備について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和3年4月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

富山県警察ネットワーク回線整備 一式

(2) 調達をする役務の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。ただし、回線利用期間は令和4年3月1日から令和9年2月28日まで（60か月）とする。

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 調達をする役務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和3年富山県告示第160号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。

(4) 24時間365日の有人の保守体制を整備し、障害発生時には、速やかに保守を行うことができる者であること。

(5) 仕様書に定める品質保証基準を満たす他のユーザと物理的又は論理的に隔絶された回線を整備できる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするネットワーク回線の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能、保守体制等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部情報管理課企画係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書と仕様書の交付方法

令和3年4月16日から同年5月20日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

令和3年5月27日 午後5時15分

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 令和3年6月11日 午前10時

- (2) 開札場所 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 206会議室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。ただし、開札に立ち会うことのできない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、回線整備に要する一切の費用を含んだ60か月分の回線利用料総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した条件で受注できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

(3) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(4) 本件契約は、特例政令の適用を受ける。

(5) 本件契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことが

ある。

11 Summary

(1) Contract detail:

Improvement of Telecommunication Line for Toyama Prefectural Police
1 set

(2) Your bid must be delivered not later than 17:15 p.m. on May 27, 2021

(3) Contact point for notification:

Information Management Division, Police Administration Department

Toyama Prefectural Police Headquarters

1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.

930-8570 Japan

Phonenumber: 076-441-2211